

○総務省訓令第9号

平成28年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成28年3月18日

総務大臣 高市 早苗

平成28年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成28年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う対象政策

基本計画第6章第2節第2項（1）に規定する主要な政策のうち、以下の政策を対象とする（別紙参照）（それぞれの主要な政策に関連する事業等のうち、基本計画第6章第2節第2項（2）①に該当するものを含む。）。

- ・適正な行政管理の実施
- ・分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
- ・選挙制度等の適切な運用
- ・電子政府・電子自治体の推進
- ・情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ・情報通信技術高度利活用の推進
- ・郵政民営化の着実な推進
- ・公的統計の体系的な整備・提供

なお、上記以外の主要な政策については、原則として、平成27年度の実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

また、モニタリングの結果等により、評価の必要があると認められる場合には、評価を実施するものとする。

2 事業評価方式により評価を行う対象政策

以下に掲げる政策を対象とする。

- (1) 基本計画第6章第2節第2項(2)①に規定する法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策(研究開発及び公共事業に限る。)であって、事後の検証が必要と認められるもの(前項に該当するものを除く。)
- (2) 基本計画第6章第2節第2項(2)②に規定する国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの(基本計画第5章第2節第2項(1)①に係る事前評価を実施したものを除く。)

3 評価の手続等

- ① 政策の所管部局等は、この計画に基づき大臣官房政策評価広報課長が別に定める様式により評価書の案(以下「評価書案」という。)を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

- ② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項(1)③の規定に基づく審査を行い、大臣、副大臣及び大臣政務官の了承を得て、評価書を決定し、公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

政策体系		政策評価実施（予定）時期					
分野	政策名	平成	平成	平成	平成	(参考)	(参考)
		26年度	27年度	28年度	29年度	平成 30年度	平成 31年度
行政改革・行政運営							
	政策1 適正な行政管理の実施			○			○
	政策2 行政評価等による行政制度・運営の改善	○			○		
地方行財政							
	政策3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			○			○
	政策4 地域振興（地域力創造）		○		○		
	政策5 地方財源の確保と地方財政の健全化		○			○	
	政策6 分権型社会を担う地方税制度の構築	○			○		
選挙制度等							
	政策7 選挙制度等の適切な運用			○		○	
電子政府・電子自治体							
	政策8 電子政府・電子自治体の推進			○			○
情報通信（ICT政策）							
	政策9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	○		○			○
	政策10 情報通信技術高度利活用の推進	○		○			○
	政策11 放送分野における利用環境の整備		○			○	
	政策12 情報通信技術利用環境の整備		○			○	
	政策13 電波利用料財源による電波監視等の実施	○			○		
	政策14 ICT分野における国際戦略の推進		○			○	
郵政行政							
	政策15 郵政民営化の着実な推進			○			○
国民生活と安心・安全							
	政策16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	○			○		
	政策17 恩給行政の推進		○			○	
	政策18 公的統計の体系的な整備・提供			○			○
	政策19 消防防災体制の充実強化		○		○		

※ 「政策評価実施（予定）時期」欄に「○」を付した年度に評価を実施。空欄となっている年度は、モニタリング（実績の測定）を実施。なお、基本計画の対象期間が平成29年度までであるため、平成30年度以降は参考としている。

※ 平成28年度の実績評価対象政策については、「主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）」において、別紙参考のとおり、基本目標、施策目標、測定指標を設定している。

平成28年度の実績評価対象政策の基本目標、施策目標、測定指標

政策名	政策1：適正な行政管理の実施	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1	各行政機関が所管する情報システム数
	②	業務改革取組方針の改定
	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	④	独立行政法人制度改革への対応
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合
	⑥	行政不服審査制度の見直し
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）
	⑨	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等）

政策名	政策3：分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	①	地方自治制度の見直し、普及
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3	地方公共団体における行政改革の取組状況
地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	4	地方公務員数の推移
	5	ラスバイレス指数の状況 ※ラスバイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
	⑥	給与制度・運用の適正化状況
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況
	8	給与情報等公表システムによる公表状況
	9	地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）
	⑩	人事評価制度の実施状況

政策名	政策7：選挙制度等の適切な運用	
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	①	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討
	2	都道府県議選区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備
	3	選挙制度に関する調査研究
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）

政策名	政策8：電子政府・電子自治体の推進	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング
	2	電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数
	3	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト
	4	情報システム統一研修の受講者数
	⑤	電子決裁率
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	6	自治体クラウドの全国的展開を推進するための助言・情報提供
	7	地方行税政統計等における情報通信メディアの活用
	8	・災害時等における情報通信メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率
番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	9	個人番号付番等システムの構築
	10	情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備
	11	地方公共団体における情報システムの整備を推進
	12	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供

政策名	政策9：情報通信技術の研究開発・標準化の推進	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	情報通信技術（ICT）によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	①	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合
	2	適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施
	3	競争的資金を用いた研究開発課題の提案時における競争性の確保
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	4	研究開発成果の普及状況（標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合）
	⑤	標準化提案の検討における規格等の策定支援件数

政策名	政策10：情報通信技術高度利用の推進	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利用社会を実現する。	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	世界最高水準の情報通信技術利用社会の実現のため、国民生活・企業活動に必要な不可欠となっているICTの高度利用の推進により、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利用のための基盤整備を実施する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	①	国内生産額に占めるICT産業の割合
	2	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組状況
	3	4K・8K等の次世代放送・通信サービスの早期実現
	④	日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施
	5	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた技術要件等の策定
ICT利活用により社会課題の解決を推進すること	6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表
	7	全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間
	8	ICTを活用した街づくりの普及展開に向けた取組状況
	9	対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組 ※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス
	10	医療・介護・健康分野におけるICTの利活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立
	11	教育分野におけるクラウド※導入を促進するための導入手法の確立と普及 ※自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態
	12	(1) ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等 (2) ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの書提案数 ※基準(値)は25年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当
	⑬	(1) テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2) 全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合
	14	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施
	15	高齢者のICTリテラシー※向上に資する講習会の普及展開にむけたガイドライン(手引書)等を公表 ※単なるICTの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念
	16	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実
	17	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現に向けた取組状況
	ICT利活用のための基盤を整備すること	18
19		Lアラート(※)とG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進のための取組状況 ※自治体が発する地域(ローカル)の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤。
20		産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及
21		(1) 電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2) 電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催
22		スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築に向けた取組状況
23		サイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス※能力の向上のための取組状況 ※事案への対処
⑳		地域活性化に資する、観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境
25		自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備
26		個人番号カードを普及させるための公的個人認証サービス利活用推進の取組状況
27		放送・通信の連携による地域コンテンツの流通促進のための取組状況

政策名	政策15：郵政民営化の着実な推進	
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合（UPU）への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	利用者利便の向上を図るため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に、かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する。国際分野においては、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図るため、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	①	郵政民営化の着実な推進
	2	日本郵政グループの健全な業務運営等
信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	信書便事業への新規参入者数
	④	信書便事業市場の規模
郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること	⑤	郵便・信書便制度の在り方についての検討
	⑥	二国間・多国間政策協議等への参画回数
各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	7	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数
	8	UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数)
万国郵便連合（UPU）における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	⑨	重要議案における我が国方針の達成率

政策名	政策18：公的統計の体系的な整備・提供	
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	
第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること	①	第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況
		第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況
		第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	2	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合
	3	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、国際比較に必要なデータの提供、国際会議での対応、国際機関への協力等を適切に行うとともに、国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組の一層の推進
	④	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合
大規模周期調査におけるオンライン調査の推進	5	共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年（2011年）産業連関表の公表状況
	⑥	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	7	平成26年経済センサス・基礎調査のオンライン調査における回答数
	8	統計局所管統計について主要5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）に掲載された記事数
	9	統計局所管統計結果について各府省の年次報告書（白書）に掲載された件数
	⑩	「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の統計表へのアクセス件数
	⑪	統計局ホームページの総利用件数
	12	総合統計書の刊行対応率